

令和4年度 熊毛地域の保健・福祉・環境関係の主な取組等

1	地域医療体制の充実について
2	地域包括ケア体制整備の推進について
3	健康増進対策の推進について
4	新型コロナウイルス感染症対策・難病支援について
5	衛生・環境対策の推進について
6	精神保健福祉対策について
7	生活困窮者制度の円滑な運用について
8	医療機関・福祉施設に対する監査等について
9	福祉人材確保対策について

項目名	1 地域医療体制の充実について
概 要	<p>1 「熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議」の開催</p> <p>医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議を促進することにより、地域医療構想の実現を目指す。</p> <p>令和4年度については、対面とWEBを併用し、2月に開催した。</p> <p>平成28年度から令和4年度まで、計11回開催しており、2025年に向けて医療機関が担う医療機能と今後の計画に係る協議については、熊毛圏域における有床の7医療機関全てについて、令和2年度までに完了し合意が図られている。</p> <p>○ 第11回熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議</p> <p>① 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副議長の選出 <p>② 報告及び協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度病床機能報告（確定値）について ・ 令和3年度病床機能報告と定量的基準の照合結果について ・ 外来機能報告について ・ 公立病院経営強化プランについて ・ 熊毛圏域における医療人材確保について <p>2 「熊毛保健医療圏地域医療連携計画」の推進</p> <p>地域医療連携計画は、県保健医療計画の一部に位置付けられており、本計画に基づき各種施策を推進し、地域住民が健康で長生きでき、いつでもどこでも安心して医療を受けられる地域社会の実現を目指す。</p> <p>令和4年度については、県保健医療計画における数値目標のうち5疾病について、熊毛圏域の評価・課題等について整理した。</p> <p>なお、地域医療連携計画は、次期から県保健医療計画に一本化し、県保健医療計画の中に新たに「圏域編」として章立てすることとしており、令和5年度に作成予定である。</p>

項目名	2 地域包括ケア体制整備の推進について
概要	<p>地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケア体制の構築及び深化に向けた市町の取組を支援する。</p> <p>1 在宅医療・介護連携体制の整備(入退院支援ルールの定着等)</p> <p>地域包括ケア体制の構築に係る在宅医療・介護連携の推進を図るため、患者が病院と自宅等との間で円滑に入退院できるよう、介護保険の適用が考えられる患者等の情報を漏れなく病院スタッフからケアマネジャーにつなぐ入退院支援ルールの定着を図る。</p> <p>種子島地域は平成30年10月から、屋久島地域は令和元年5月から、入退院支援ルールの運用を開始しており、令和4年度はルールの定着に向け取組を進めた。</p> <p>(1) 地域包括ケア関連業務連絡会(種子島・屋久島合同：7月7日) 市町、支庁で連絡会を実施</p> <p>(2) 入退院支援ルール運用状況調査 (種子島地域：11月、屋久島地域：8～9月) 医療機関、ケアマネジャーを対象に運用状況の調査を実施</p> <p>(3) 運営会議 種子島地域：第1回(9月2日)、第2回(3月3日) 屋久島地域：第1回(6月16日)、第2回(1月24日) 医療機関・ケアマネジャーの代表者、市町、支庁で意見交換を実施</p> <p>(4) 屋久島地域ではACPの推進を図るため在宅医療介護連携に係る意見交換会を実施(1月26日)</p> <p>2 介護予防のための地域ケア個別会議等の推進</p> <p>介護保険法の改正により、市町村は保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けた取組を行うこと等とされた。このため、保険者機能の強化に向けた取組として、多職種と連携し、自立支援・重度化防止に資する観点から個別事例を検討する「介護予防のための地域ケア個別会議」の推進が求められている。</p> <p>また、リハビリテーション専門職等を市町村の地域ケア会議などに活用する仕組みづくりや、地域の実情に応じた多様なサービスの充実に向けた評価及び取組の推進も併せて必要である。</p>

項目名	2 地域包括ケア体制整備の推進について
	<p>(1) 地域包括ケア業務連絡会（7月7日開催） 市町と地域ケア個別会議の現状と課題について意見交換を実施</p> <p>(2) 介護予防事業検討会（11月9日開催） 市町と介護予防事業の現状と課題について意見交換を実施</p> <p>(3) 保険者機能強化支援事業意見交換会（11月9日開催） 市町と保険者機能強化支援事業の現状と課題について意見交換を実施</p>

項目名	3 健康増進対策の推進について
概要	<p>1 健康づくりの啓発及び栄養改善の推進</p> <p>住民一人ひとりの健康意識の向上とその実践を支援するために、各種研修会等を通して「健康かごしま21（平成25年度～令和5年度）」の普及啓発を図った。</p> <p>また、給食施設への指導・助言や関係団体（食生活改善推進員連絡協議会種子島支部、屋久島支部）の活動支援を通じて、栄養改善の推進に努めた。</p> <p>健康かごしま21地域推進協議会開催状況 種子島地域（R4. 8月書面開催）、屋久島地域（R4. 12. 21開催）</p> <p>【目的】「健康かごしま21（平成25年度～令和5年度）」において、「心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造」を目指し、「健康寿命の延伸」と「生活の質(QOL)の向上」を目的とする地域住民の健康づくりを効果的・体系的に推進する。</p> <p>【内容】県の重点テーマ（①脳卒中予防 ②がん予防 ③ロコモ・フレイル予防 ④COPD予防 ⑤CKD予防）に係る県や関係団体の取組状況や課題について情報を共有し、年間取組テーマを設けた。</p> <p>2 歯科保健の推進</p> <p>生涯自分の歯で健康に過ごせるよう、「県歯科口腔保健計画（平成25年度～令和5年度）」に基づき、乳幼児期から高齢期にかけての歯科口腔保健対策の推進、医科歯科連携・多職種連携の推進を図るとともに難病患者、障害者（児）の歯科口腔保健対策に努めた。</p> <p>また、地域の歯科口腔保健活動を積極的に支援している8020運動推進員の活動を支援した。</p> <p>歯科口腔保健推進会議開催状況 種子島地域（R4. 11. 30）、屋久島地域（R4. 12. 20）</p> <p>【目的】地域住民の生涯を通じた歯の健康づくりを促進するため、関係機関が相互に連携し、歯科口腔保健対策を推進する。</p> <p>【内容】ライフステージごとの課題及び解決に向けた取組、重点的取組事項等について協議した。</p> <p>3 母子保健の推進</p> <p>母子保健の向上を図るため、小児慢性特定疾病医療費や特定不妊治療費の助成や相談支援、心身の発育・発達に課題のある乳幼児の発育</p>

項目名	3 健康増進対策の推進について
	<p>発達相談等を実施した。また、小児慢性特定疾病児支援事業（つどい、研修会）を開催し、保護者の支援を行った。さらに、妊娠期から切れ目のない支援体制の構築及び無介助分娩対応等について、関係機関等及び各市町の母子保健担当者等との連絡会を開催した。</p> <p>連絡会開催状況：種子島地域（R4.11.16） 屋久島地域（R4.9.30, R5.2.22）</p>

項目名	4 新型コロナウイルス感染症対策・難病支援について
概要	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>(1) 保健所への届出数（令和4年度） 令和5年1月末現在の届出数 5,393人 （西之表保健所 3,652人，屋久島保健所1,741人） 令和4年7月の第7波では感染者が急激に増加し，12月からの第8波は，収束に向かいつつある。</p> <p>(2) 感染者への対応 ア コロナ・フォローアップセンター鹿児島島の設置（8月25日から） 自宅待機者等に対する健康観察等の業務の大部分が移管された。 イ 全数届出の見直し（9月20日から） 保健所へ提出する発生届が65歳以上等の4類型に限定され，保健所においてはこれらの重症化のリスクの高い患者に重点化した支援（積極的疫学調査や健康観察等）を実施している。</p> <p>(3) 感染者の療養・相談体制 発生届対象者の島内の医療機関への入院，宿泊療養施設への入所又は自宅療養の療養方針を保健所が検討・調整している。 症状が重篤である場合や，島内に受入病床が確保できない場合等は，島外へ搬送している。 また，「受診・相談センター」として，発熱患者等の相談に24時間体制で対応している。</p> <p>(4) 関係機関との連携 ・必要に応じて，市町，管内医療機関及び消防組合と新型コロナウイルス感染症感染拡大対策に関する情報共有や課題検討を行い，連携強化を図っている。 ・医療関係者や高齢者施設の職員を対象に，専門家を講師に迎え「感染症地域連絡研修」を開催し，ハイリスク施設での更なる感染防止対策の強化を図った。 （西之表保健所11月18日，屋久島保健所12月5日）</p> <p>(5) 今後の対応について ・新型コロナウイルス感染症については，今年5月に感染症法上の取扱いが5類に移行する見通しであることから，今後の国等の動向把握に努め，適切に対応を行う。</p> <p>2 難病対策</p> <p>(1) 難病患者支援 現在，指定難病の疾患数は338疾患あり，令和5年1月末現在の特</p>

項目名	4 新型コロナウイルス感染症対策・難病支援について
	<p>定医療費受給者は302人である。患者や家族の疾病に対する不安の解消と療養生活を支援することを目的として、訪問指導や医療相談会を開催した。</p> <p>(2) 地域難病対策協議会</p> <p>例年、管内の難病患者への支援体制に関する課題の検討等を目的として開催している。</p> <p>種子島地域：2月17日開催 (内容) 災害支援について、保健所からの名簿提供後の個別支援計画作成に関する課題共有を行った。</p> <p>屋久島地域：2月17日開催 (内容) 災害時対応、患者本人の体調維持、サービス利用、家族のレスパイト及び相談等について</p>

項目名	5 衛生・環境対策の推進について
概 要	<p>1 食品乳肉衛生</p> <p>食品営業に係る許可等事務を行うとともに、食品による健康被害を防止するため、営業者の監視指導を行った。</p> <p>また、許可更新時の実務講習会や食品衛生指導員研修会等において、HACCPに沿った衛生管理や法改正に伴う施設基準の変更等について継続して啓発するなど、営業者の衛生意識の向上を図った。</p> <p>食中毒事案発生時には、原因究明とともに、拡大防止対策等を行うこととしている。</p> <p>2 環境衛生</p> <p>生活衛生関係営業施設（旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）の許可等事務を行うとともに、公衆衛生の向上を図るため、衛生管理に係る監視指導を行った。特に、共同浴室利用者の健康被害を防止するため、公衆浴場及び旅館を立入検査し、衛生管理基準の遵守状況について確認した。</p> <p>また、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物処理業者、水質汚濁防止法に基づく特定事業場、浄化槽等の立入検査や不法投棄パトロール等を実施した。</p> <p>そのほか、温泉、水道施設を立入検査し、衛生管理指導を行った。</p> <p>3 獣医務衛生</p> <p>食肉による健康被害を防止するため、食鳥処理場を立入検査するとともに化製場の監視指導を行い、衛生管理基準の遵守状況を確認した。</p> <p>また、狂犬病予防のため、徘徊犬の捕獲や飼い主への指導、市町が実施する狂犬病予防接種の支援を行った。</p> <p>そのほか、動物愛護の推進のため、動物取扱業者の監視指導、犬猫の適正飼育など愛護意識の普及・啓発を行った。</p> <p>4 薬事衛生</p> <p>医薬品等の適正な管理、販売等を確保するため、薬事関係施設の監視指導、医薬品販売業等の許可事務及び麻薬・危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策業務を行った。</p> <p>また、血液製剤の安定供給のため、献血思想の普及・啓発及び日本赤十字社の献血業務の支援を行った。</p> <p>そのほか、緊急輸血が発生した場合に必要な血液を迅速に確保するため、緊急時供血者登録制度における名簿登録業務を行った。</p>

項目名	6 精神保健福祉対策について																			
概 要	<p>1 自殺予防対策の推進 自殺予防の普及啓発及び地域の自殺対策における支援体制整備を図り、安心して生活することのできる地域社会を目指した取組を行う。</p> <p>(1) 自殺対策連絡会(種子島地域 6/30, 屋久島地域11/14) コロナ感染症対策のため、例年開催している自殺対策連絡調整会議の規模を縮小して開催。自殺対策連絡会では、各市町における自殺対策計画進捗状況の確認、取組施策について協議・情報交換を行った。</p> <p>(2) 地域自殺対策強化事業の実施 ・ 若年層ゲートキーパー養成研修会(種子島地域 7/6)</p> <p>(3) 啓発活動 ・ 自殺予防週間(9/10~16)に合わせた普及啓発活動 コロナ感染症対策として、例年実施している街頭キャンペーンに代えて、種子島島内の7店舗、屋久島地域は消防、警察、高速船及び空港待合室の6か所にポスターを設置 ・ 自殺対策強化月間(3月)における啓発活動 屋久島地域は上記機関に銀行を加えた7か所にポスターを設置</p> <p>(4) ハイリスク者フォロー体制 ・ 適切な相談対応のため「アセスメントシート作成」「事例検討」などハイリスク者の支援体制を整備した。</p> <p>2 精神障害者等の家族支援 精神障害者やひきこもり・不登校状態にある者の家族同士の交流等を通じ、情報交換や不安の軽減を図るとともに、地域における精神障害者等の社会生活を支援することを目的に家族支援の取組を実施した。 (種子島地域) ・ 「アルコール関連問題」で悩んでいる家族のつどい(12/7) (屋久島地域) ・ ひきこもり家族交流会(5/10, 11/23, 1/20)</p> <p>3 精神障害者の地域移行支援 鹿児島県第6期障害福祉計画(令和3~5年)に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、長期入院精神障害者の地域移行促進のための研修会開催や、ピアサポーター活用、グループホーム等の住まいの整備促進を掲げている。 ・ グループホーム(GH)の設置状況(精神障害者に対応)</p> <table border="1" data-bbox="437 1653 1337 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R4年度</th> <th colspan="2">R3年度</th> </tr> <tr> <th>GH数</th> <th>定員(人)</th> <th>GH数</th> <th>定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種子島</td> <td>27</td> <td>140</td> <td>27</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>屋久島</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 精神障害者措置入院対応 通報等に基づく精神保健指定医2人の診察により、自傷他害のおそれがあると判断された精神障害者については、県知事の権限により措置入院となる。その場合、保健所においては、事前調査のほか、診察医や入院先医療機関等の手配・調整を行い、入院先まで職員が同行している。</p>		R4年度		R3年度		GH数	定員(人)	GH数	定員(人)	種子島	27	140	27	140	屋久島	2	8	2	8
	R4年度		R3年度																	
	GH数	定員(人)	GH数	定員(人)																
種子島	27	140	27	140																
屋久島	2	8	2	8																

項目名	7 生活困窮者制度の円滑な運用について
概 要	<p>平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立を促進するため、包括的な支援を行っている。</p> <p>管内では、中種子町（県が業務委託）、南種子町（町が業務委託）の2町を対象とする「種子島中央くらし・しごとサポートセンター」において、生活困窮者自立支援事業に取り組んでいる。</p> <p>※ 西之表市は西之表市くらしサポートセンター（市が業務委託）、屋久島町は屋久島町福祉事務所で事業を実施</p> <p>1 令和4年度の取組状況</p> <p>(1) 種子島中央くらし・しごとサポートセンター</p> <p>ア 自立相談支援事業（12月末現在） 新規相談受付件数26件（中種子町17件、南種子町9件）</p> <p>イ 子どもの学習・生活支援事業 中学生・高校生を対象として実施</p> <p>ウ ひきこもり調査 12月9日～1月13日に実施</p> <p>(2) 熊毛支庁の支援状況</p> <p>ア 支援調整会議 センターが開催する支援調整会議に出席し、関係機関と連携を図りながら、個別相談ケースについて必要な助言、支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催状況 1回（7月1日） <p>イ 住居確保給付金 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、家賃相当額を原則3か月（最長12か月）支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給実績なし（R3年度実績なし） <p>ウ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない一定の世帯に対する支援金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者に対し支援金の周知及び請求の案内を行った。 ・ 周知案内1人 ・ 申請実績1人 ・ 支給実績なし <p>エ 熊毛地域生活困窮者自立支援推進協議会 管内関係機関の連携強化及び広域的な取組等の推進を目的として設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度は開催見送り（協議事項なし） <p>2 今後の対応</p> <p>引き続き、種子島中央くらし・しごとサポートセンターと連携して相談対応や就労等の支援を行うとともに、管内の実施機関と情報共有をしながら制度の充実を図る。</p>

項目名	8 医療機関・福祉施設に対する監査等について																																																				
概 要	1 医療法第25条に基づく立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院は年1回，診療所は5年に1回実施 ・ 令和4年度は4病院，8診療所を実施した。（書面検査） 																																																				
	2 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人は3年に1回，社会福祉施設のうち障害者福祉施設及び児童福祉施設は年1回，老人福祉施設は3年に1回実施 ・ 令和4年度は1法人21施設を実施した。 																																																				
	3 障害福祉サービス事業者等の実地指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設は2年に1回，その他の指定障害福祉サービス事業者等は3年に1回実施 ・ 令和4年度は19施設を実施した。 																																																				
	4 介護保険施設等の運営指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施設及び入所系の指定居宅サービス事業所は3年に1回，その他の指定居宅サービス事業所は4年に1回実施 ・ 令和4年度は19施設を実施した。 																																																				
	5 障害福祉サービス事業者の業務管理体制確認検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6年に1回実施 ・ 令和4年度は3法人を実施した。（書面検査） 																																																				
	6 介護サービス事業者の業務管理体制確認検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6年に1回実施 ・ 令和4年度は対象施設なし 																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">種 別</th> <th>対象施設数</th> <th>R 4 実施数</th> <th>R 5 予定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>病院（立入検査）</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>診療所（立入検査）</td> <td>38</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>社会福祉法人（指導監査）</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設（指導監査）</td> <td>30</td> <td>21</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>障害（実地指導）</td> <td>56</td> <td>19</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>介護（運営指導）</td> <td>68</td> <td>19</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>障害（業務管理体制確認検査）</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>介護（業務管理体制確認検査）</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>253</td> <td>75</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>					種 別		対象施設数	R 4 実施数	R 5 予定数	1	病院（立入検査）	4	4	4	診療所（立入検査）	38	8	3	2	社会福祉法人（指導監査）	10	1	8	社会福祉施設（指導監査）	30	21	26	3	障害（実地指導）	56	19	16	4	介護（運営指導）	68	19	37	5	障害（業務管理体制確認検査）	16	3	2	6	介護（業務管理体制確認検査）	31	0	4	計		253	75	100
	種 別		対象施設数	R 4 実施数	R 5 予定数																																																
	1	病院（立入検査）	4	4	4																																																
		診療所（立入検査）	38	8	3																																																
2	社会福祉法人（指導監査）	10	1	8																																																	
	社会福祉施設（指導監査）	30	21	26																																																	
3	障害（実地指導）	56	19	16																																																	
4	介護（運営指導）	68	19	37																																																	
5	障害（業務管理体制確認検査）	16	3	2																																																	
6	介護（業務管理体制確認検査）	31	0	4																																																	
計		253	75	100																																																	

項目名	9 福祉人材確保対策について
概要	<p>1 背景・課題</p> <p>後期高齢者の増加に伴い、今後、介護に対するニーズはますます高まり、県の推計によると、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）には、県内で2千人を超える介護人材が不足することが予想されている。</p> <p>熊毛地域においても介護人材の確保はより困難な状況になっており、市町や福祉事業所等の関係機関と連携を図りながら、引き続き取組の強化を図る必要がある。</p> <p>2 令和4年度の実施</p> <p>(1) 「種子島地区福祉人材確保対策協議会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回協議会の開催（8月書面） ・ 福祉事業所等を対象にした職員の実態、人材確保の取組等に係るアンケートの実施（9月） ・ 第2回協議会の開催（12月6日） <p>(2) 高校生向けの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種子島の暮らしを支える職業人座談会の開催（12月8日） 対象者：種子島高校1，2年生 <p>(3) 「地域福祉フェスタinくまげ」の開催（地域振興推進事業）</p> <p>「福祉の仕事」のイメージアップを図り、福祉人材確保へつなげるためのイベントの開催を計画していたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため開催中止</p> <p>3 令和5年度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町や福祉事業所等の関係機関で構成する「種子島地区福祉人材確保対策協議会」を中心に、引き続き福祉人材確保に取り組む。 ・ 令和5年度は、地域振興推進事業の「地域福祉フェスタinくまげ」事業を組み替えて、従来の福祉人材確保に看護師等医療人材確保を加えた新たな取組を計画している。 <p>具体的には、熊毛地域（種子島・屋久島）の出郷者や県内の学生、また都市圏のサーファー等へ対し、熊毛地域の医療・福祉の現状や仕事の魅力等を情報発信することにより、熊毛地域における医療や福祉分野への人材確保を図ることとしている。</p>